

## 第4章 空家等対策の推進体制

### 1 相談窓口及び連携体制の整備

#### ◆基本的な考え方

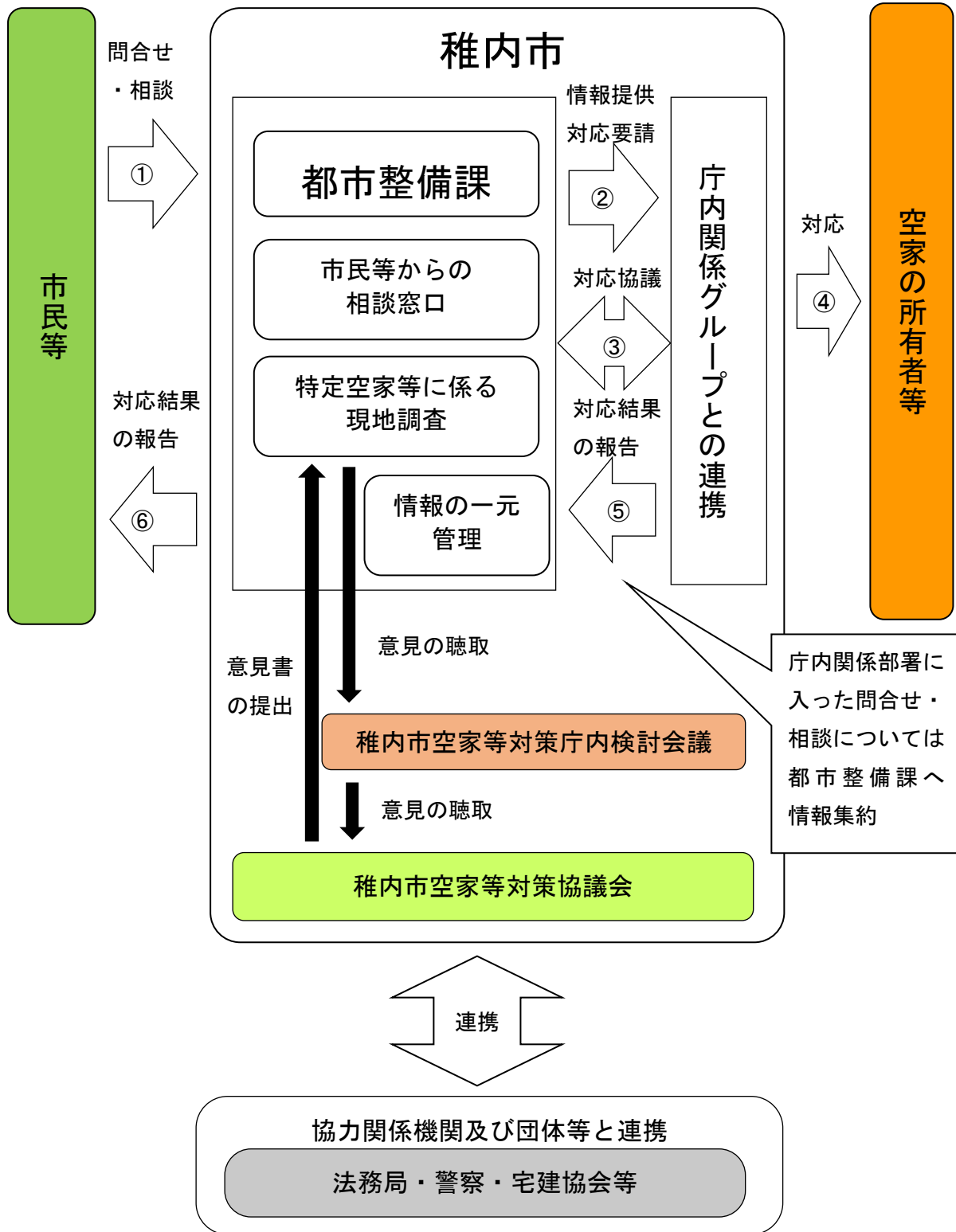
---

・所有者等や地域住民等からの空家等の相談については、市民への行政サービス向上や効率的な行政運営の視点から、総合的な空家等の相談窓口の明確化を図ります。

また、空家等がもたらす問題は、多岐にわたるものであることから、庁内関係部局による横断的な連携及び施策の検討を行うため、空家等に関する情報の一元管理を行います。

なお、空家等が抱える諸課題を解決するためには、協力関係機関及び団体と密接に連携して対応する必要があることから連携体制の整備を図ります。

〈空家等の相談体制及び庁内連携体制〉



◆空家等に関する相談窓口及び連絡先

所管	担当内容	電話番号
都市整備課 建築指導グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民等からの相談窓口</li> <li>・ 空家等のデータベースの整備等</li> <li>・ 建築基準法に関する相談等</li> <li>・ 空き地等に関する建築規制等について</li> </ul>	0162-23-6466

◇その他の相談窓口

所管グループ	担当内容	電話番号
まちづくり政策部 地方創生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移住、定住に関する相談</li> </ul>	0162-23-6192
建設産業部 水産商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き店舗の利活用に関する相談</li> <li>・ 空き工場、空き倉庫の利活用に関する相談</li> </ul>	0162-23-6467

◇庁内連携部局と担当内容

所管	担当内容
まちづくり政策部 地方創生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内会と連携した情報の収集</li> <li>・ 地域ニーズの情報収集等</li> </ul>
総務部 総務防災課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時等における空家等の情報提供等</li> </ul>
総務部 税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空家等所有者等の把握に関する固定資産税の課税情報の提供</li> <li>・ 特定空家等への固定資産税等の特別措置に関する取組等</li> </ul>
生活福祉部 総合窓口課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空家等の所有者情報の収集に関すること</li> </ul>
環境水道部 水道施設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空家等の水道施設の対応等</li> </ul>
環境水道部 水道料金課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空家等の水道使用者と使用情報の提供に関すること</li> </ul>
環境水道部 くらし環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時等における空家等の衛生上有害となる恐れのある状態の対応等</li> </ul>
建設産業部 土木課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空家等からの樹木の張り出し、屋根からの落雪対応等</li> </ul>
建設産業部 物流港湾課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨港地区、市が管理する海岸保全区域内の空家等に関する情報収集等</li> </ul>
消防署 警防第一課 警防第二課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種災害等により、空家等が市民の生命・財産に被害を及ぼす恐れがあり、緊急性のあるものへの対応等</li> </ul>

## 2 市民や地域等との協働・連携

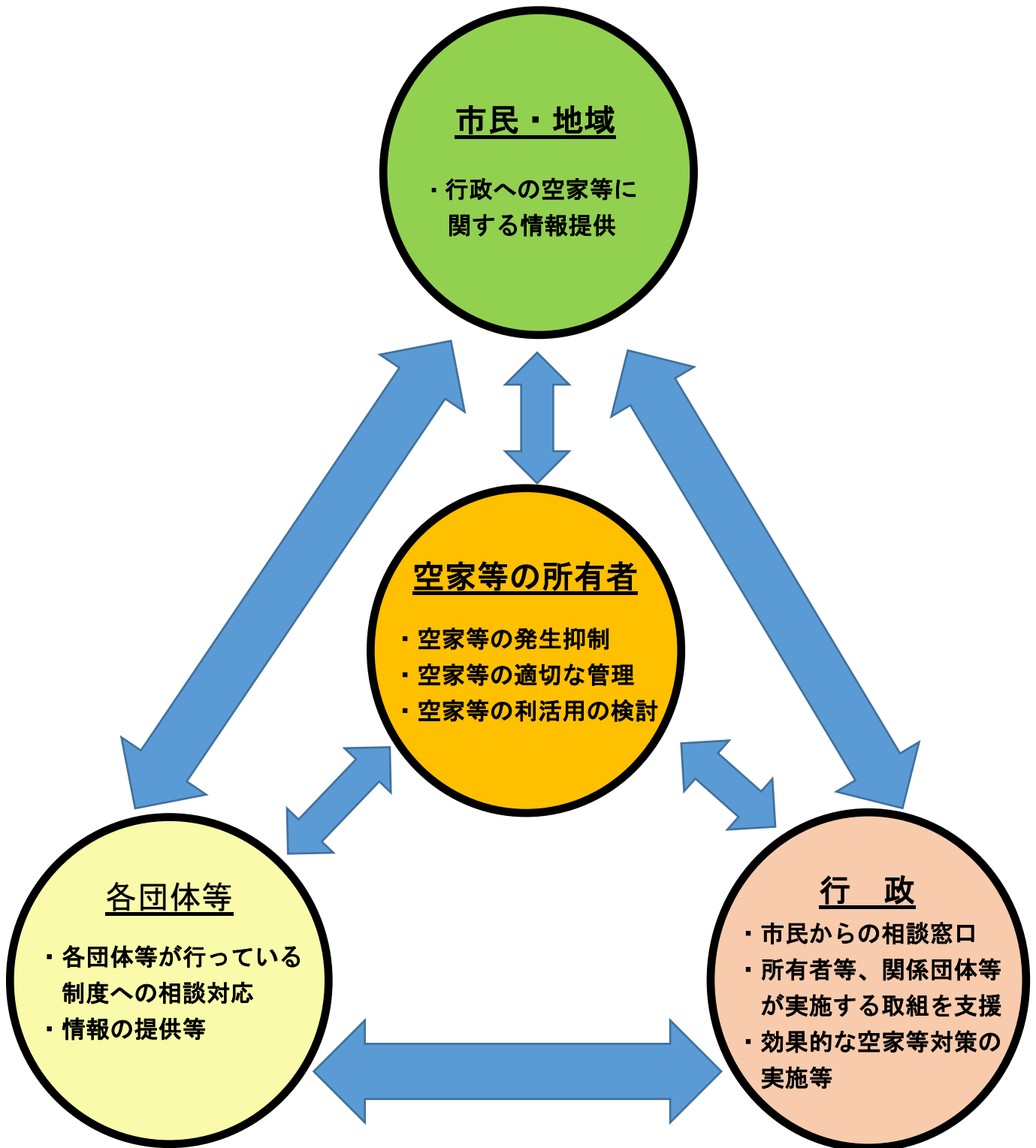
### ◆基本的な考え方

---

・空家等の問題は、第一義的に個人の私有財産であることから、所有者等が自らの責任において対応することが前提となりますが、金銭的事情、他の所有者等との調整など様々な要因により、所有者等による自らの管理責任を全うしていくことは、限界があります。

そのため、所有者等の第一義的な責任を前提にしながらも、地域におけるまちづくりを考える上での課題の一つとして捉え、市はもとより市民や地域、各団体等が空家等対策に係るそれぞれの役割のもとで、相互に協働・連携を図り、それぞれが「できること」や「しなければならないこと」を明確にし、総合的な、対策への取り組みを推進することとします。

〈各主体の協働による対応のイメージ〉



## ◆各主体の役割

---

### (1) 所有者等の役割

・所有者等は自らの責任において個人の財産である空家等を適正に管理し、周辺の生活環境へ深刻な影響を及ぼし管理不全な状態にならないよう適切な管理を行うと共に、将来的な管理や利活用について検討に努める。

### (2) 市の役割

・各主体が実施する空家等の発生抑制、適切な管理及び利活用に関して、情報提供の実施や補助による支援の検討を行い、効果的な空家等対策の仕組みと各主体間との協働・連携体制の構築等により、総合的な空家等対策を推進する。

また、市民からの相談窓口の明確化を図るとともに、空家等情報の一元管理を図る。

### (3) 市民・地域の役割

・地域に存在する空家等に関する情報の提供により、行政との協働による地域の安全で安心な生活環境の保全に努める。

### (4) 各団体の役割

・各団体が行っている制度への相談対応や情報提供等、専門性を活かし、所有者等への対応に努める。